

## 【表紙】

|                     |   |
|---------------------|---|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書   |
| 【提出先】               | 関東財務局長  |
| 【提出日】               | 平成22年7月30日  |
| 【会社名】               | 株式会社ペッパーフードサービス   |
| 【英訳名】               | PEPPER FOOD SERVICE CO., LTD.   |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役社長 一瀬 邦夫   |
| 【本店の所在の場所】          | 東京都墨田区吾妻橋三丁目3番2号  |
| 【電話番号】              | (03)3829-3210(代表)   |
| 【事務連絡者氏名】           | 総務部長 藤井 辰巳  |
| 【最寄りの連絡場所】          | 東京都墨田区吾妻橋三丁目3番2号  |
| 【電話番号】              | (03)3829-3210(代表)   |
| 【事務連絡者氏名】           | 総務部長 藤井 辰巳  |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権証券   |
| 【届出の対象とした募集金額】      | その他の者に対する割当 3,680,640円<br>新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額<br>188,576,640円                 |
|                     | (注)新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。 |
| 【安定操作に関する事項】        | 該当事項はありません。   |
| 【縦覧に供する場所】          | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  |

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券)】

##### (1)【募集の条件】

|         |   |
|---------|---|
| 発行数     | 216個(新株予約権1個につき20株)                       |
| 発行価額の総額 | 3,680,640円                                |
| 発行価格    | 新株予約権1個につき17,040円(新株予約権の目的である株式1株当たり852円) |
| 申込手数料   | 該当事項はありません。                               |
| 申込単位    | 1個  |
| 申込期間    | 平成22年8月16日(月)                             |
| 申込証拠金   | 該当事項はありません。                               |
| 申込取扱場所  | 株式会社ペッパーフードサービス 総務部<br>東京都墨田区吾妻橋三丁目3番2号   |
| 払込期日    | 平成22年8月16日(月)                             |
| 割当日     | 平成22年8月16日(月)                             |
| 払込取扱場所  | 株式会社三菱東京UFJ銀行 押上駅前支店                      |

- (注) 1. 第1回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成22年7月30日(金)開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

## (2)【新株予約権の内容等】

|                  |  |
|------------------|--|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 株式会社ペッパーフードサービス 普通株式<br>完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。<br>なお、単元株式制度は採用しておりません。   |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | <p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式4,320株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は20株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| 新株予約権の行使時の払込金額   | <p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br/>各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、42,800円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$   |

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京取引所マザーズ市場(以下「マザーズ市場」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

|                                     |  |
|-------------------------------------|--|
|                                     | <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額     | <p>184,896,000円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>   |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | <p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>                                    |
| 新株予約権の行使期間                          | <p>平成22年8月16日から平成24年8月15日(但し、平成24年8月15日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。</p>   |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所        | <p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>株式会社ペッパーフードサービス 総務部<br/>東京都墨田区吾妻橋三丁目3番2号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社三菱東京UFJ銀行 押上駅前支店</p>   |
| 新株予約権の行使の条件                         | <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>また、各本新株予約権の一部行使はできない。</p>   |

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件     | 本新株予約権の割当日から本新株予約権の終期に至るまでの間に、マザーズ市場における当社普通株式の普通取引終値が行使価額の200%を超過した場合において、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めた場合、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。  |
| 新株予約権の譲渡に関する事項           | 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。  |
| 代用払込みに関する事項              | 該当事項はありません。   |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | <p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数<br/> 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類<br/> 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法<br/> 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件<br/> 本新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限<br/> 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p> |

## (注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振込むものとします。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

3. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

4. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円)  | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円)  |
|-------------|--------------|-------------|
| 188,576,640 | 8,576,640    | 180,000,000 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(3,680,640円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(184,896,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
  3. 発行諸費用のうち、主なものは、第三者委員会関連費用2,500,000円、本新株予約権に関する設計評価料等2,500,000円、フィナンシャルアドバイザー報酬1,500,000円、登記関連費用他2,076,640円であります。
  4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

## (2)【手取金の使途】

| 具体的な使途                  | 想定金額  | 支出予定時期            |
|-------------------------|-------|-------------------|
| レストラン新規出店(山口県)          | 53百万円 | 平成22年10月～平成22年12月 |
| ペッパーランチ新規出店(栃木県)        | 25百万円 | 平成23年1月～平成23年3月   |
| ペッパーランチ新規出店(東京都・スカイツリー) | 29百万円 | 平成23年10月～平成23年12月 |
| レストラン新規出店(東京都・スカイツリー)   | 53百万円 | 平成23年10月～平成23年12月 |
| レストラン改装(東京都・吾妻橋)        | 10百万円 | 平成23年1月～平成24年8月   |
| レストラン改装(東京都・新小岩)        | 10百万円 | 平成23年1月～平成24年8月   |

手取金約180百万円は、今後本新株予約権の権利行使期間である2年間(平成22年8月16日～平成24年8月15日)においてペッパーランチ部門、レストラン部門の直営店の新規出店並びに老朽化した既存店舗の改装に使用することを予定しております。なお、出店の形態が賃貸を主としていることから新規に出店する時期・場所については、応募しても応募者が複数いる場合には必ずしも入居が確定しないこと等から変更される場合があります。手取金につきましては、実際に支出するまでは銀行預金とし、安定的に管理いたします。また、本新株予約権については、その性質上行使価格が市場価格を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達に困難になる可能性があります。そのような場合には、新規出店を中止または延期するなどの事業計画の見直しを行う必要性があります。また、現状では銀行からの新規融資は受けられない状況ですが、銀行融資が再開される環境(業績の拡大、安定的な資金繰りの継続など)を整備し、資金調達手段の多様化を進めてまいります。



## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### (1) 割当予定先の概要

|                 |   |           |                           |
|-----------------|---|-----------|---------------------------|
| 名称              | エスフーズ株式会社                               |           |                           |
| 本店の所在地          | 兵庫県西宮市鳴尾浜1丁目22番13号                      |           |                           |
| 直近の有価証券報告書等の提出日 |   |           |                           |
| 有価証券報告書         | 平成22年5月24日<br>近畿財務局長に提出                 | 第44期      | 自平成21年3月1日<br>至平成22年2月28日 |
| 訂正有価証券報告書       | 平成22年5月28日<br>近畿財務局長に提出                 | 第44期      | 自平成21年3月1日<br>至平成22年2月28日 |
| 四半期報告書          | 平成22年7月15日<br>近畿財務局長に提出                 | 第45期第1四半期 | 自平成22年3月1日<br>至平成22年5月31日 |
| 提出者と割当予定先との関係   |   |           |                           |
| 出資関係            | 当社の株主であり、110株（0.45%）所有しております。           |           |                           |
| 人事関係            | 該当事項はありません。                             |           |                           |
| 資金関係            | 該当事項はありません。                             |           |                           |
| 技術関係            | 該当事項はありません。                             |           |                           |
| 取引関係            | 仕入の取引があります。また、当社に対して185百万円の金銭貸付債権があります。 |           |                           |

#### (2) 割当予定先の選定理由

平成21年8月にペッパーランチ事業で発生いたしましたO-157による食中毒事故の影響から売上高が大幅に減少したこととO-157を発症なさいましたお客様への補償金及び加盟店様への営業補償金の支払により、平成21年12月期の利益は大幅に減少するとともに、財務体質も悪化いたしました。

健全な財務基盤を確立し悪化している資金繰りを正常に戻すために、平成22年1月27日開催の取締役会において第三者割当による新株式発行を決議いたしました。当社の割当予定株数6,420株のうち、1,987株の払込があり、残りの4,433株につきましては失権となりました。その結果資金調達額が予定より199百万円少なくなりました。

不足した資金調達額を補うために新たに第三者割当による新株式発行等を模索いたしました。平成22年2月15日付「第三者割当による新株式発行の一部失権のお知らせ」によって当社に資金調達の必要性を知った証券会社、コンサルティング会社、個人等から当社に資金を提供して頂ける会社及び個人等の紹介が多々あったものの、多くは当社の経営権を取得することが目的であったり、出資条件がMSCBの発行であったりしたために、当社の独立性を確保するという経営方針及び当社の資金ニーズに合致することはなく、適切な新株式の引受先が見つからない状況が継続しておりました。こうした中、当社の食材の主要仕入先であるエスフーズ株式会社（当社は、仕入コストの低減を目的に平成21年12月より食材の仕入れを伊藤忠商事株式会社経由からメーカー直接経由に切替えており、エスフーズ株式会社は平成22年3月より当社の食肉の主要仕入先となっております。）の村上社長様に当社の一瀬社長から平成22年5月下旬に直接面談し第三者割当増資の引受を依頼したところ、6月に入り第三者割当増資の引受はできないが資金援助ならば応じて良いとの内諾を頂き、平成22年7月14日に185百万円の融資を実行して頂きました。この融資により、当社の資金繰りはほぼ正常化することができました。

営業面では、平成22年12月期第1四半期及び第2四半期は、外食産業の各企業との競争激化により、売上高は緩やかに回復しているものの当初予定を下回り、収益力は伸び悩んでいます。売上高を拡大し、収益力をさらに高めるために、顧客サービスの充実、販売促進を中心としたマーケティング力の強化、新商品の開発を進めておりますが、今後さらに収益力を高め、成長路線に乗せるためには、不採算店舗の閉店も一段落したこともあり、新規に店舗を出店すること並びに老朽化した店舗を改装して客席数を増やすことによって、売上高を拡大するとともに適正な規模のメリットを享受する必要があります。

ます。

6月の経営会議において、当社の資金繰りがほぼ正常化できる見込みであることを受けて、積極的に売上高を拡大するために新規出店及び既存店の改装をすることが必要と判断し、その資金を改めて調達することを確認いたしました。今般の資金調達に当たり、将来的に必要な資金が確保できること、当社の事業内容や中長期事業戦略についてご理解頂けること、将来にわたって当社の経営を支援して頂けること等を条件として、当社の信頼できる取引先を中心に割当先を検討してまいりました。

しかし、依頼した取引先より第三者割当増資の引受の快諾は得られなかったため、6月下旬に改めて当社の一瀬社長よりエスフーズ株式会社の村上社長様に第三者割当による株式の引受をお願いしたところ、新株予約権の引受であるならば引受ける旨の内諾を頂きました。当社の経営会議で検討した結果、同社は当社の株主であること、同社とは6年以上の取引があり安定した商品の供給体制を堅持して頂いていること及び同社の過去3年間の連結ベースにおける売上高は1,000億円以上、当期純利益は19億円以上計上していること、並びに自己資本比率は50%以上であるなど財務内容が優良であることなどから同社が信頼できる企業であること、当社の今後の業績の向上を助けた場合には、新株予約権であっても資金の調達の可能性が高いものであると判断いたしました。また、本新株予約権が全部行使された際、同社が当社の大株主となりますが、同社は市場動向を助案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営に介入する意思がないことにより、今般同社を割当先として選定することといたしました。経営会議での検討結果を受け、取締役会でエスフーズ株式会社に対する第三者割当による新株予約権の発行を決定いたしました。

### (3) 割り当てようとする株式等の数

エスフーズ株式会社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数は4,320株であります。

### (4) 株券等の保有方針

割当先であるエスフーズ株式会社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、同社からは当社株式を長期保有する意思はなく、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、株価動向を助案しながらできるだけ市場に配慮しつつ売却する方針と伺っております。

### (5) 払込みに要する資金等の状況

当社は割当先より、本新株予約権の発行に係る払込について払込日に全額払い込むことの確約を頂いており、本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保についても支障がない旨の確認書を受領しております。また、同社より平成22年6月30日現在の銀行残高照合表の写しを入手し、本新株予約権の発行価額の払込及び行使請求に足りる現預金を有していることを確認しております。

以上より、当社は割当先が本新株予約権の発行価額総額の払込に要する金額を有しているものと判断いたしました。

### (6) 割当予定先の実態

当社は、エスフーズ株式会社から、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても外部機関である株式会社トクチョーに調査を依頼し、同社が反社会的勢力との間における関係がない旨の確証を得ております。

## 2【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるエスフーズ株式会社が、本件新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本件新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

### 3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関（株式会社ブルータス・コンサルティング）による評価書を参考に、第1回新株予約権の1個当たりの払込金額を17,040円（1株当たり852円）といたしました。本新株予約権の発行価額の算定方法については、第三者評価機関からの算定結果報告書から、算定に係る前提条件及びその算定方法について適正なものであることを確認いたしました。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成22年7月29日）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における普通取引の終値42,800円と決定いたしました。行使価額の決定につきましては、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。なお、行使価額の当該直前取引日までの1か月間の終値平均42,967円に対する乖離率は0.4%、当該直前取引日までの3か月間の終値平均46,454円に対する乖離率は7.9%、当該直前取引日までの6か月間の終値平均47,203円に対する乖離率は9.3%となっておりますが、平成22年7月14日に平成22年12月期第2四半期累計期間個別業績予想数値の修正並びに平成22年12月期通期個別業績予想数値の修正を発表しており、業績予想発表後に形成された株価が、直近の市場価格として当社株式の価値をより公正に反映していると判断いたしました。また、これにより算定した発行価額については、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

当該判断に当たっては、前述のとおり第三者評価機関による評価書を参考にしております。また、社外監査役2名を含む、今回の新株予約権発行に係る取締役会に出席した監査役3名全員が、発行条件が特に有利な金額には該当しないと取締役会の判断を相当とする旨の意見を表明しております。

### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

当社は、平成22年2月15日付で第三者割当増資を行っており、発行株式総数及び議決権の数がそれぞれ1,987株及び1,987個増加しております。本件の第三者割当による新株予約権の行使による発行株式数は4,320株であり、発行株式総数及び議決権の数がそれぞれ4,320株及び4,320個増加することになりますので、平成22年2月15日付第三者割当増資と本件の第三者割当による新株予約権を併せますと総株主の議決権の総数について28.2%の割合で希薄化が生じることになります。従いまして、今回の第三者割当による本新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称          | 住所                 | 所有株式数<br>(株) | 総議決権数<br>に対する所有議決権の<br>割合(%) | 割当後の<br>所有株式<br>数(株) | 割当後の総<br>議決権数に<br>対する所有<br>議決権数の<br>割合(%) |
|-----------------|--------------------|--------------|------------------------------|----------------------|---|
| 一瀬 邦夫           | 東京都墨田区             | 6,385        | 26.20                        | 6,385                | 22.26                                     |
| エスフーズ株式会社       | 兵庫県西宮市鳴尾浜1丁目22-13  | 110          | 0.45                         | 4,430                | 15.44                                     |
| 株式会社吉野家ホールディングス | 東京都新宿区新宿4丁目3-17    | 1,500        | 6.15                         | 1,500                | 5.22                                      |
| 一瀬 健作           | 東京都墨田区             | 1,100        | 4.51                         | 1,100                | 3.83                                      |
| 有限会社ケー・アイ       | 東京都墨田区吾妻橋3丁目3-2    | 820          | 3.36                         | 820                  | 2.85                                      |
| 伊藤忠商事株式会社       | 東京都港区北青山2丁目5-1     | 555          | 2.27                         | 555                  | 1.93                                      |
| 株式会社マルゼン        | 東京都台東区根岸2丁目19-18   | 521          | 2.13                         | 521                  | 1.81                                      |
| フジパングループ本社株式会社  | 愛知県名古屋市長瀬区松園町1丁目50 | 443          | 1.81                         | 443                  | 1.54                                      |
| 西岡 久美子          | 茨城県つくば市            | 400          | 1.64                         | 400                  | 1.39                                      |
| 辻本 昌義           | 東京都目黒区             | 340          | 1.39                         | 340                  | 1.18                                      |
| 計               | -                  | 12,174       | 49.97                        | 16,494               | 57.50                                     |

(注) 1. 平成22年6月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成22年6月30日現在の発行済株式総数に、エスフーズ株式会社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数4,320株を加えて算定しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

## (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由等

平成21年8月にペッパーランチ事業で発生いたしましたO-157による食中毒事故の影響から売上高が大幅に減少したこととO-157を発症なさいましたお客様への補償金及び加盟店様への営業補償金の支払により、平成21年12月期の利益は大幅に減少するとともに、財務体質も悪化いたしました。

健全な財務基盤を確立し悪化している資金繰りを正常に戻すために、平成22年1月27日開催の取締役会において第三者割当による新株式発行を決議いたしました。当社の割当予定株数6,420株のうち、1,987株の払込があり、残りの4,433株につきましては失権となりました。その結果資金調達額が予定より199百万円少なくなりました。

不足した資金調達額を補うために新たに第三者割当による新株式発行等を模索いたしました。平成22年2月15日付「第三者割当による新株式発行の一部失権のお知らせ」によって当社に資金調達の必要性を知った証券会社、コンサルティング会社、個人等から当社に資金を提供して頂ける会社及び個人等の紹介が多々あったものの、多くは当社の経営権を取得することが目的であったり、出資条件がMSCBの発行であったりしたために、当社の独立性を確保するという経営方針及び当社の資金ニーズに合致することはなく、適切な新株式の引受先が見つからない状況が継続しておりました。こうした中、当社の食材の主要仕入先であるエスフーズ株式会社(当社は、仕入コストの低減を目的に平成21年12月より食材の仕入れを伊藤忠商事株式会社経由からメーカー直接経由に切替えており、エスフーズ株式会社は平成22年3月より当社の食肉の主要仕入先となっております。)の村上社長様に当社の一瀬社長から平成22年5月下旬に直接面談し第三者割当増資の引受を依頼したところ、6月に入り第三者割当増資の引受はできないが資金援助ならば応じて良いとの内諾を頂き、平成22年7月14日に185百万円の融資を実行して頂きました。この融資により、伊藤忠商事株式会社への未返済となっていた買掛金の債務を全額返済することができ、当社の資金繰りはほぼ正常化することができました。

営業面では、平成22年12月期第1四半期及び第2四半期は、外食産業の各企業との競争激化により、売上高は緩やかに回復しているものの当初予定を下回り、収益力は伸び悩んでいます。売上高を拡大し、収益力をさらに高めるために、顧客サービスの充実、販売促進を中心としたマーケティング力の強化、新商品の開発を進めておりますが、今後さらに収益力を高め、成長路線に乗せるためには、不採算店舗の閉店も一段落したこともあり、新規に店舗を出店すること並びに老朽化した店舗を改装して客席数を増やすことによって、売上高を拡大するとともに適正な規模のメリットを享受する必要があります。

6月の経営会議において、当社の資金繰りがほぼ正常化できる見込みであることを受けて、積極的に売上高を拡大するために新規出店及び既存店の改装をすることが必要と判断し、その資金を改めて調達することを確認し、経営会議での判断を踏まえ取締役会で決議いたしました。中長期の当社の成長を年率5%以上に設定しており、直営店だけの成長を考えた場合には、現在直営店は50店舗ですので、概ね毎年2店舗の出店が必要な出店計画であると判断しております。新規出店に伴う資金は、ペッパーランチ部門1店舗につき3,000万円、レストラン部門1店舗につき5,000万円必要であり、2年間でペッパーランチ部門2店舗、レストラン部門2店舗出店すると1億6,000万円必要となります。また、既存店舗で2年以内に改装を必要としている店舗がレストラン部門で2店舗(改装に必要な資金は2,000万円)あり、合計で1億8,000万円の資金が必要です。

新規出店並びに店舗改装のための資金を確保するために、公募増資、新株予約権付社債、銀行借入などの資金調達の方法を検討しましたが、最近の当社の業績・財務状態では公募増資、新株引受権付社債の発行は困難であり、また銀行からの借入も難しい状況です。第三者割当増資の引受につきましても主要取引先を中心に依頼いたしましたが、引受の快諾は得られませんでした。交渉の過程の中で、取引先の中で唯一エスフーズ株式会社より第三者割当による新株予約権であるならば引受ける旨の内諾を得られましたので、当社の取締役会で審議し、第三者割当による新株予約権の発行を決定いたしました。行使状況により資金を確保できる時期が確定できませんが、他に資金調達の選択余地もなく、当社の今後の業績の変化を勘案した場合に、資金の調達の可能性が最も高い新株予約権の発行を行うことが適切であると判断いたしました。

## (2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

6月に入りエスフーズ株式会社より平成22年7月14日に185百万円の融資を実行して頂くことが内定したことにより、6月の経営会議において、当社の資金繰りがほぼ正常化できる見込みであることから、積極的に売上高を拡大するために新規出店及び既存店の改装をすることが必要と判断し、その資金を改めて調達することを確認し、経営会議での判断を踏まえ7月の取締役会で決議いたしました。中長期の当社の成長を年率5%以上に設定しており、直営店だけの成長を考えた場合には、現在直営店は50店舗ですので、毎年2店舗の出店が必要な出店計画であると判断しております。新規出店に伴う資金は、ペッパーランチ部門1店舗につき3,000万円、レストラン部門1店舗につき5,000万円必要であり、2年間で1億6,000万円必要となります。また、既存店舗で2年以内に改装を必要としている店舗がレストラン部門で2店舗(改装に必要な資金は2,000万円)あり、合計で1億8,000万円の資金が必要との結論に至りました。

しかし、業績は回復傾向にはあるものの、最近の当社の財務状態では、新規出店などのための資金の調達に金融機関からの借入をお願いすることは難しい状況であります。第三者割当増資の引受につきましても主要取引先を中心に依頼いたしましたが、引受の快諾は得られませんでした。交渉の過程の中で、取引先の中で唯一エスフーズ株式会社より第三者割当による新株予約権であるならば引受ける旨の内諾を得られましたので、当社の取締役会で審議し、第三者割当による新株予約権の発行を決定いたしました。

発行株式数につきましては、必要な資金、当社の財務状況及び最近の株価等を勘案して決定いたしました。当社は、平成22年2月15日付で第三者割当増資を行っており、発行株式総数及び議決権の数がそれぞれ1,987株及び1,987個増加しております。本件の第三者割当による新株予約権の行使による発行株式数は4,320株であり、発行株式総数及び議決権の数がそれぞれ4,320株及び4,320個増加することになりますので、平成22年2月15日付第三者割当増資と本件の第三者割当による新株予約権を併せますと総株主の議決権の総数について28.2%の割合で希薄化が生じることになります。

それにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額、1株当たり予想当期純利益が低下するおそれがあります。しかしながら、外食産業の各企業の競争が激化している環境で中長期的に業績を拡大させるためには、新規に店舗を出店し売上高を拡大すること及び老朽化した店舗を改装し来店客数の拡大を図ることは必要不可欠です。また今後も継続的安定的に収益を計上する企業へとなるためにも、当該規模の資金調達は必要であると考えております。

従って、一時的には、総株主の議決権の総数について相当の希薄化が生じることになりますが、この度調達する資金を最大限に有効活用することによって1株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えており、中長期の観点からは企業価値の増大に繋がることから、既存株主の皆様にとって最善の策であると判断しております。

また、本新株予約権の発行による資金調達は、平成22年2月15日付第三者割当増資と合算すると希薄化率が25%以上になることから、経営者から一定程度の独立したものによる当該第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手を要することになります。そこで、当社は、経営者から一定程度の独立した者である弁護士1名及び公認会計士1名による第三者委員会(注1)に対して、本新株予約権の発行に関する事項(発行の目的及び理由、調達資金の額、使途及び支出予定時期、発行条件、割当予定先の選定理由、増資後の株主構成及び持株比率、業績への影響の見通し)、及びその他必要と思われる事項、並びに両者からの質問事項に関し、詳細に説明を行いました。その結果、本日(当該発行取締役会決議日)、第三者委員会より、当社は現在、新規出店及び店舗改装のための資金調達を行う必要があり、本新株予約権の発行による資金調達以外の確実な資金調達手段が難しい状況では本件は適切な資金調達手段であることから、本新株予約権の発行による資金の調達は必要性があると判断した旨、かつ、資金使途に合理性が認められること、割当予定先の選定理由に合理性があ

り、割当予定先が反社会的勢力等と関わりがないこと、割当予定先の払込の確実性に問題がないこと、発行価額が適切な方法により決定されていること等から、本新株予約権の発行の相当性があると判断した旨の意見を入手致しました。また、当社社外監査役の2名全員から発行数量及び株式の希薄化に関し、当社の更なる事業拡大が可能となり、企業価値及び株主価値の向上が見込まれることから、株式価値の希薄化は合理的であり、その必要性及び相当性に関して適切であるとの意見を得ております。

(注) 第三者委員会の構成メンバーは、高田剛弁護士(鳥飼総合法律事務所)と野田弘子公認会計士(野田公認会計士事務所)であり、当社と両者との間には、顧問契約も含め、これまで一切取引をした事実はなく、独立性は確保されています。

#### 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8【その他の参考になる事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第25期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間に変更が生じており、「事業等のリスク」として、次の通り追記いたします。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成22年7月30日）現在において変更の必要はないものと判断しております。

#### (1) 株式価値の希薄化について

当社は、平成22年2月15日付で第三者割当増資を行っており、発行株式総数及び議決権の数がそれぞれ1,987株及び1,987個増加しております。本件の第三者割当による新株予約権の行使による発行株式数は4,320株であり、発行株式総数及び議決権の数がそれぞれ4,320株及び4,320個増加することになりますので、平成22年2月15日付第三者割当増資と本件の第三者割当による新株予約権を併せますと総株主の議決権の総数について28.2%の割合で希薄化が生じることになります。それにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額、1株当たり予想当期純利益が低下するおそれがあります。しかしながら、外食産業の各企業の競争が激化している中で業績を拡大させるためには、新規に店舗を出店し売上高を拡大すること及び老朽化した店舗を改装し、来店客数の拡大を図ることは必要不可欠です。また今後も継続的安定的に収益を計上する企業へとなるためにも、当該規模の資金調達が必要であると考えております。しかし、業績は回復傾向にはあるものの、最近の当社の財務状態では、新規出店などのための資金の調達に金融機関からの借入をお願いすることは難しい状況であります。

従って、一時的には、総株主の議決権の総数について相当の希薄化が生じることになりますが、この度調達する資金を最大限に有効活用することによって1株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えており、中長期の観点からは企業価値の増大に繋がることから、既存株主の皆様にとって最善の策であると判断しております。

#### (2) 大株主の状況及び株主構成について

本第三者割当による新株予約権が総て行使された場合には、割当予定先であるエスフーズ株式会社が最大株主となる見込みです。しかしながら、同社につきましては当該新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思はなく、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、株価動向を勘案しながらできるだけ市場に配慮しつつ売却する方針と伺っております。このため、今後において当社のコーポレートガバナンスに重大な影響を与える可能性は極めて低いものと判断しております。

#### (3) 資金調達について

新株予約権証券の新規発行により資金調達を行うこととしておりますが、新株予約権については、その性質上行使価格が市場価格を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合には当社の出店計画等が困難になる可能性があります。

その場合には、新規店舗の出店の中止・延期等の事業計画の見直しを行う必要があるとともに、別途資金調達の検討を進めてまいります。



## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

|           |                         |                              |                         |
|-----------|-------------------------|------------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書   | 事業年度<br>(第25期)          | 自 平成21年1月1日<br>至 平成21年12月31日 | 平成22年3月29日<br>関東財務局長に提出 |
| 訂正有価証券報告書 | 事業年度<br>(第25期)          | 自 平成21年1月1日<br>至 平成21年12月31日 | 平成22年4月2日<br>関東財務局長に提出  |
| 四半期報告書    | 事業年度<br>(第26期<br>第2四半期) | 自 平成22年1月1日<br>至 平成22年6月30日  | 平成22年7月30日<br>関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年3月27日

株式会社ペッパーフードサービス

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 黒田 裕 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤井 静雄 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福原 正三 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ペッパーフードサービスの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ペッパーフードサービスの平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 . 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月13日

株式会社ペッパーフードサービス  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤井 静雄 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福原 正三 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ペッパーフードサービスの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第25期事業年度の第2四半期会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成21年1月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ペッパーフードサービスの平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年3月29日

株式会社ペッパーフードサービス  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 藤井 静雄 印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 福原 正三 印 |

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ペッパーフードサービスの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ペッパーフードサービスの平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は今後の資金繰りが懸念される状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成22年1月27日開催の取締役会において、第三者割当により発行される株式の募集を行うことを決議し、平成22年2月15日に払込みが行われたが、一部が失権した。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ペッパーフードサービスの平成21年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ペッパーフードサービスが平成21年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。



独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年7月30日

株式会社ペッパーフードサービス  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福原 正三 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大田原 吉隆 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ペッパーフードサービスの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第26期事業年度の第2四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ペッパーフードサービスの平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は今後の資金繰りが懸念される状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体含まれていません。